

農業を始めてみませんか



岡崎市経済振興部農務課

(TEL 0564-23-6195)

～ 農業に関心のある方々へ ～

農業に興味のある方、農業を始めようと思っている方、少しでも農業にかかわりを持ちたい方、その他どなたでもお気軽にご相談ください。

・ 就農相談窓口（P 1）

岡崎市は農業を始めたいとお考えの方を応援します。「何から始めたらいいかわからない」、「どこに相談すればいいのか」など、いろいろなお悩みがあるでしょう。お気軽にお声をかけてください。

・ 農地の売買・貸借（P 2・3）

農業を始めるには「農業を行なう土地」が必要です。どうしたら土地の確保ができるのでしょうか。

・ 農業に関する研修（P 4・5）

農業が初めてという方々にとって、農業に関する知識や技術の習得は不可欠です。経験者やメディアからの情報も重要ですが、実際に土に触れて学びましょう。

・ 就農支援資金制度（P 6・7）

本格的に農業を始めようとする、作物によっては設備投資が必要となるでしょう。本格的な農機具なども必要となるかもしれません。経営計画や必要なものを考えてみましょう。

・ 農産物の販売（P 8）

農業を続けてみると立派な野菜ができました。地域の方や子供たちに提供したい、販売してみたいとお考えでしょうか。

就農相談窓口

農業を始めてみたい方、ゼロからのスタートなので何も分からない方、定年退職後のセカンドライフとして農業に関心がある方、まずはどんなことでも**経済振興部農務課**までご相談ください。また、愛知県の相談窓口などの情報を紹介します。

1 愛知県の就農相談窓口

愛知県では、新規に農業を始めたい方々のためにさまざまな支援対策を行っています。農業に関心のある方はお気軽にご相談ください。

(1) 定年後の就農を目指すあなたへ

定年退職後に農業を始めようと考えている方向けに公式ホームページ内「セカンドライフは農あるくらしでいきましょう」で情報をお伝えしています。

(<http://www.pref.aichi.jp/nogyo-keiei/secondlife/index.html>)

なお、最寄りの相談窓口として、西三河農林水産事務所農政課がありますので、お問い合わせください。

○ 西三河農林水産事務所農政課

(<http://www.pref.aichi.jp/0000011522.html>)

岡崎市明大寺本町1-4（愛知県西三河総合庁舎3階）

TEL0564-23-1211（内線2434）

(2) 愛知県の新規就農支援情報

愛知県内で新規就農し、生計を立てようとしている方向けの役立つ情報を「**愛知県の新規就農支援情報**」で掲載しています。

(<http://www.pref.aichi.jp/0000009296.html>)

最寄りの相談窓口として、西三河農林水産事務所農業改良普及課（西三河農業普及指導センター）がさまざまな相談にお答えしています。

○ 西三河農業普及指導センター

安城市池浦町字境目1 TEL0566-76-2400

○ 岡崎駐在室

岡崎市美合町字並松1-2 TEL0564-53-1552

(3) 愛知県新規就農相談センター

○ 愛知県農業会議

新規就農希望者に対する相談、農業法人への無料職業紹介、農地の貸借・取得に関する情報を提供しています。公式ホームページをご覧ください。

(<http://www.nougyoukaigi.or.jp/gyomu/syunou/index.html>)

名古屋市東区白壁1-50（県白壁庁舎内） TEL052-962-2841

○ (財)愛知県農業振興基金

新規就農希望者に対する相談や就農支援資金（研修資金、準備資金）の貸付を行っています。

(<http://www.aichinoshinki.or.jp/sub6.html>)

名古屋市中区錦3-5-30（三晃錦ビル9階） TEL052-951-3626

農地の売買・貸借

これから本格的に農業を始めようとする方、農業をやってみたいとお考えの方、そのような方々が耕作をするために必要な農地を買ったり、借りたりするには、どのような方法や手続きがあるのかをご紹介します。

1 農地とは

農地とは、耕作（土地に労費をかけて肥培管理を行って作物を栽培すること）の目的に供される土地をいいます。田、畑、果樹園などが典型的な農地です。いつでも耕作できる状態の耕作放棄地や遊休農地も農地です。

2 方法・手続き

(1) 農地法3条の許可を受ける方法

ア 農地を買ったり借りたりする場合には、当事者間での売買契約や賃貸借契約のみでは足りず、農地法に基づいて農業委員会（又は知事）の許可を受ける必要があります。許可を受けないと農地に対する所有権や賃借権の取得はできません。

イ 農地法による許可制度の趣旨は、投機目的や農業以外の使用を前提とした農地取得を制限することにより、農業生産力の維持増進を図り、食料の安定供給を確保することにあります。

ウ 岡崎市内の農地の権利を取得しようとする場合は、岡崎市農業委員会の許可を受けることが必要です。

エ 許可されない基準について主なものは次のとおりです。これらのいずれかに該当するときは許可されません。

- ① 所有権者以外に耕作を行う者がいる農地（小作地といいます）の所有権を別の者が取得しようとする場合
- ② 権利を取得しようとする者が、権利の取得前後に所有するすべての農地を耕作すると認められない場合
- ③ 農業生産法人以外の法人が権利を取得しようとする場合
- ④ 権利を取得しようとする者が、農作業に常時従事すると認められない場合（常時従事とは年間150日以上をいいますが、作業効率や作付作物によってはこれを下回る場合もあります）
- ⑤ 権利取得後の経営農地面積が基準を満たさない場合（岡崎市では30a以上が必要です（旧額田町地域の場合は20a））
- ⑥ 権利を取得しようとする者の、農業経営の状況、居住地から取得しようとする農地までの距離などから、農地を効率的に利用して耕作すると認められない場合

オ 権利を取得しようとする農地が見つからない場合は、岡崎市農業委員会、あいち三河農業協同組合にご相談ください。

(2) 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画による方法

- ア 岡崎市は、農地の売り手及び買い手、貸し手及び借り手の申し出を受け、調整が整った場合に農用地利用集積計画を作成します。計画は権利の設定若しくは移転に係る内容を記載し、農業委員会の決定を経て公告します。公告が終わると計画の内容に従って権利の効果が生じます。
- イ この制度の趣旨は、農地法による画一的な規制ではなく地域の自主的な土地利用調整を尊重し、適正かつ迅速な農地の流動を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の育成を目指すことにあります。
- ウ 権利を取得しようとする者の要件は農地法の基準（上記(1)エ）に準じますが、新規就農者や遊休農地を農業に利用したいなどの意欲的な方々のご相談ください。

(3) 市民農園を利用する方法

- ア 岡崎市及びあいち三河農業協同組合では、農地を所有しない方々を対象に、自家用野菜や花などの農作物を栽培するために必要な小規模の農地が借りられる市民農園を紹介しています。
- イ 借りられる区画が空いている場合には、開設者と個々に賃貸借契約を結びます。この際に農地法の許可は必要ありません。

お問い合わせ先

- 岡崎市経済振興部農務課
岡崎市十王町二丁目9番地（岡崎市役所西庁舎地下1階）
TEL0564-23-6195・6200
- 岡崎市農業委員会事務局
岡崎市十王町二丁目9番地（岡崎市役所西庁舎地下1階）
TEL0564-23-6196・6296
- あいち三河農業協同組合 企画指導課
岡崎市坂左右町字葦ノ部18-1
TEL0564-55-2994



農業に関する研修

農業をやってみたいが知識や技術に不安がある方、野菜づくりは全く初めてという方、そのような方々が耕作に必要な知識や技術を習得できる相談窓口・研修制度を紹介します。

1 岡崎市農務課

平成 21 年度から栽培技術講座「おかざき農業塾」を開設しています。実地研修による野菜づくりの基本的な技術の習得と、講義による農業に必要な基礎知識の習得を目指します。毎週火・金曜日に、通年参加できる方 20 名を市政だよりにて募集します。

2 岡崎市農業支援センター

化学肥料や農薬を減らした環境にやさしい農業を推進しています。研究の過程で得られた技術の紹介や、土壌分析による適正な肥料・土作りの助言などを行っています。

(<http://www.city.okazaki.aichi.jp/menu3224.html>)

(岡崎市東阿知和町字乙カ116 TEL0564-46-4490)

3 あいち三河農業協同組合 企画指導課

市内・幸田町在住の農業初心者を対象に野菜農業塾を開設しています。土作り、野菜の栽培管理、病害虫の防除など基本的な知識・技術の習得が得られます。3 月から 2 月までの毎週金曜日に通年参加ができる方 20 名を毎年市政だより 1/15 号にて募集しています。

(岡崎市坂左右町字葦ノ部18-1 TEL0564-55-2994)

4 愛知県西三河農林水産事務所

農業改良普及課（西三河農業普及指導センター）

販売を目的とした農業に意欲的に取り組もうとする方などを対象に、愛知県内各地の農林水産事務所農業普及指導センターでは、関係機関・農業団体などと連携を取り、栽培技術の習得と農協生産出荷部会・直売組織への加入定着を支援する事業を行っています。対象作物や募集人数、参加時期など各事務所によって様々ですので、まずはご相談ください。

(<http://www.pref.aichi.jp/0000012340.html>)

(岡崎駐在室：岡崎市美合町字並松1-2 TEL0564-53-1552)

5 愛知県立農業大学校

県内在住・在勤者の方を対象にさまざまな研修を行っています。初心者向けの講座をはじめ、農産加工品の講座や本格経営者向けの農業簿記や農業機械免許講座など幅広い研修を用意しています。詳細は年2回発行される「研修計画（前期4月～9月、後期10月～3月）」をご覧ください。また、愛知県立農業大学校公式ホームページで最新の募集情報が確認できます。

(<http://www.pref.aichi.jp/noudai/>)

(岡崎市美合町字並松1-2 TEL0564-51-1601)

(1) 農業機械研修

大特免許、トラクタ作業、けん引免許、小型車両系建設機械など、農業機械に関する資格、知識、技能を習得するための研修です。2～6日間の研修で各12～20名程度募集しています。

(<http://www.pref.aichi.jp/0000038714.html>)

(研修部農業機械グループ 0564-51-1034)

(2) ニューファーマーズ研修

農業経営に必要な基礎的知識・技術を習得するための研修です。愛知県内で農業経営（農業所得概ね200万円以上）を目指す方を対象に、約10か月間、講義、実習（120日程度）を行います。毎年20名を募集しています。

(<http://www.pref.aichi.jp/0000030889.html>)

(研修部生涯学習グループ 0564-51-1034)

(3) 雇用創出農業研修

岡崎高等技術専門校のカリキュラムで行う職業訓練です。新規農業経営開始及び農業生産法人等の就職を目指す方を対象に、約9か月間（160日程度）、農業大学校にて講義、実習を行います。毎年30名を募集しています。

(<http://www.pref.aichi.jp/0000034452.html>)

(愛知県高等技術専門校 0564-51-0775)

(研修部生涯学習グループ 0564-51-1034)



就農支援資金制度

愛知県では、新たに農業を始めようと考えている方や、就農希望者を雇用・育成したいと考えておられる農業法人や農家の方のために、就農支援資金制度を実施しております。<http://www.pref.aichi.jp/0000005876.html>

詳しくは西三河農業普及指導センターまでご相談ください。

1 貸付対象者

自ら農業経営を目指す方、農業法人への就職を希望する方、就農希望者を雇用・育成しようと考えている方などで、就農5年後の経営目標を記載した就農計画を作成し、愛知県知事からの認定を受けた方（個人は「認定就農者」、法人は「認定経営者」といいます）が対象となります。

2 資金の種類

(1) 就農研修資金

農業の技術や経営方法などを習得するための研修に必要な授業料、研修旅費、滞在費研修用機器などの資金が対象です。

ア 貸付限度額

農業大学校など	先進農家受入	青年の指導研修受入
5万円/月	15万円/月	200万円

イ 償還（据置）期間

青年（15歳以上30歳未満（知事特認による40歳未満））の方は12（4）年以内で、中高年（55歳未満（知事特認による65歳未満））の方は7（2）年以内となります。

(2) 就農準備資金

就農の準備に必要な住居の移転費、資格取得費、就農先の調査旅費・滞在費などの資金が対象です。

ア 貸付限度額 200万円

イ 償還（据置）期間 上記(1)イと同じ

(3) 就農施設等資金

農業経営を開始するのに必要な施設・機械の購入費、種苗・肥料農薬購入費、家畜購入費、各種修繕費などの資金が対象です。新規就農開始から5年間までの間に利用できます。

ア 貸付限度額 青年：3,700万円 中高年：2,700万円

イ 償還（据置）期間 青年・中高年共に12（5）年以内

お問い合わせ先

○ 西三河農業普及指導センター

<http://www.pref.aichi.jp/0000012340.html>

安城市池浦町字境目1 TEL0566-76-2400

団塊世代定年帰農者向けの農業経営モデル

定年退職を機に販売を目的とした農業に意欲的に取り組もうとする方を想定した農業経営モデルを掲載します。

モデルの前提条件

- 1 生活費のベースは年金として、農業所得は100万円としています。
- 2 労働力は2人とし、年間総労働時間は1,800時間(週35時間)までとしています。
- 3 経営に必要な施設・機械類は、中古取得、賃借などとしておりますので、すべて新規取得する場合はコストアップとなり所得は減ります。
- 4 果樹は、成木になるまで5～6年かかりますので、既存の園地(自己所有、賃借)での栽培としています。
- 5 生産物の単位収量や単価は地域の平均レベルとしていますので、栽培技術の習熟度によって増減します。

	経営類型 経営耕地面積	適応地域	生産方式など	上段：収入 中段：経営費 下段：所得	施設・機械類
野菜	夏秋ナス 10a	平坦部	露地栽培 定植4月 収穫5月下～10月	1,980,000 980,000 1,000,000	管理機、軽トラック、 噴霧器
	夏秋トマト 10a	三河山間部	ハウス栽培 定植5月 収穫6月下～11月上	3,000,000 2,000,000 1,000,000	ビニルハウス、軽トラ ック、管理機、動力噴 霧器
	夏秋ミニトマト 10a	三河山間部	ハウス栽培 定植4月 収穫6月上～11月上	3,575,000 2,575,000 1,000,000	ビニルハウス、軽トラ ック、管理機、動力噴 霧器、選果機
	野菜直売 20a	平坦部	露地栽培 少量他品目栽培、収穫周 年	2,602,000 1,602,000 1,000,000	耕耘機、軽トラック
果樹	イチジク 15a	平坦部	露地栽培 収穫8月～10月	2,275,000 1,275,000 1,000,000	軽トラック、噴霧器、 管理機
	ナシ 35a	平坦部	露地栽培 収穫8月～9月中	3,780,000 2,780,000 1,000,000	トラクター、軽トラッ ク、噴霧器
	ブドウ(巨峰) 35a	平坦部	露地栽培 収穫8月～9月中	2,866,500 1,866,500 1,000,000	トラクター、軽トラッ ク、噴霧器
	モモ 30a	平坦部	露地栽培 収穫7月中～下	3,037,500 2,037,500 1,000,000	トラクター、軽トラッ ク、噴霧器
花き	小ギク 20a	三河山間部	露地栽培 収穫6月下～9月中	2,100,000 1,100,000 1,000,000	軽トラック、耕耘機、 噴霧器
畜産	和牛繁殖経営	三河山間部	繁殖牛5頭 (子牛5頭を販売)	2,250,000 1,250,000 1,000,000	繁殖牛、軽トラック
	採卵鶏経営	平坦部	平飼い養鶏1,000羽 (卵直売)	5,950,000 4,950,000 1,000,000	成鶏舎用ビニルハウ ス、軽トラック、ワゴ ン車

(<http://www.pref.aichi.jp/nogyo-keiei/secondlife/model.html>)

農産物の販売

農業を始めようとする方にとって、農産物の販売方法も気になるところです。栽培する作物によってさまざまな生産者団体があります。お気軽にご相談ください。

1 産直施設について

岡崎市内には、農産物の産直施設として「おかざき農遊館」や「ふれあいドーム岡崎」などがあります。各施設の産直部会に加入することで農産物の販売をすることができます。詳しくは各施設又はあいち三河農業協同組合産直課までご相談ください。

2 各種生産部会について

あいち三河農業協同組合営農課では本格的な農業経営を始める方を対象に、各種生産部会への加入や出荷施設などのご相談にお答えしています。

お問い合わせ先

○ おかざき農遊館

(<http://www.city.okazaki.aichi.jp/menu3245.html>)

岡崎市東阿知和町字乗越12 TEL0564-46-4700

○ ふれあいドーム岡崎

(<http://www.city.okazaki.aichi.jp/item5176.html>)

岡崎市下青野町字天神77 TEL0564-43-0123

○ あいち三河農業協同組合

岡崎市坂左右町字葦ノ部18-1

産直課 TEL0564-62-4339 (憩の農園)

営農課 TEL0564-55-2994

